第１　生活保護と低所得者の福祉

１　生活保護

生活保護は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

◎保護の補足性

保護は、生活に困窮する人が、その利用できる資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件に行われます。また、民法に定める扶養義務者の扶養、他の法律による扶助は、保護に優先して行わなければなりません。

◎保護の種類

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の８種があり、要保護者の必要に応じ扶助を行います。

◎保護の決定

福祉事務所は、生活に困窮する人から保護の申請を受けた後、その家庭を訪問し実情を調査したうえで、その家庭の収入を認定し、要否判定を行います。その結果、国で定めた最低限度の生活が営めないと判断された場合には、保護の基準に不足する分について保護します。

◎管内地区別保護状況　（令和５．４．１現在）

区分	久々利	平牧	中恵土	広見東	広見	姫治	川合	今渡
被保護世　帯	1	4	13	6	28	9	32	33
被保護人　員	1	4	16	6	33	13	37	44
区分	下恵土	土田	春里	帷子	桜ケ丘	兼山	その他	合計
被保護世　帯	50	36	8	34	0	3	14	271
被保護人　員	57	41	11	45	0	3	14	325

人口	被保護世帯	被保護人員	保護率
100,297	271	325	3.24‰

◎被保護世帯別類型　（令和５．４．１現在）

高齢世帯	母子世帯	傷病世帯	障がい世帯	その他の世帯	合計
142	12	50	51	16	271

◎令和４年度生活保護費内訳

区分	金額(円)	構成比	１ケ月当たり平均（円）		
			金　額	一世帯平均	一人平均
生活扶助費	162,372,908	30.27%	13,531,076	59,347	49,564
住宅扶助費	69,356,908	12.93%	5,779,742	26,758	22,230
教育扶助費	1,775,219	0.33%	147,935	12,328	9,246
介護扶助費	32,723,890	6.10%	2,726,991	36,360	36,360
医療扶助費	258,292,527	48.15%	21,524,377	93,993	84,409
出産扶助費	0	0.00%	0	0	0
生業扶助費	940,320	0.18%	78,360	26,120	26,120
葬祭扶助費	503,074	0.09%	41,923	41,923	41,923
保護施設・委託事務費	10,257,268	1.91%	854,772	170,954	170,954
就労自立給付金	98,436	0.02%	8,203	2,734	2,734
進学準備給付金	100,000	0.02%	8,333	8,333	8,333
計	536,420,550	100.00%	44,701,713	－	－

２　保護施設

◎救護施設

身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設です。

・援護内容・・・給食、介護、健康診断、教養娯楽、生活指導

・入所要件・・・生活保護法による被保護者で次のような事情のある人です。

①働く能力がない人

②施設を離れては生活できない人

③社会復帰する見込のほとんどない人

◎救護施設措置状況　（令和５．４．１現在）

施　設　名	所　在　地	入所人員
大垣市牧野華園	大垣市牧野町２-150-１	４　人
阿南富草寮	長野県下伊那郡阿南町富草 4347-21	１　人

３　住居確保給付金の支給

離職者等であって、就労能力及び就労意欲のある方対し、所要の求職活動等を要件に、原則３か月（一定条件を満たせば最長９か月）家賃相当額を支給することにより、住宅及び就労の機会の確保に向けた支援を行います。

＜申請先＞　可児市社会福祉協議会　電話 62-1555

（１）対象・・・次の要件にすべて該当する方

①申請時に離職後２年以内又は、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある。

②離職前に、主として生計を維持していた（離職後離婚などにより主たる生計維持者になった場合も含む）。

③就労能力・常用就職の意欲があり、公共職業安定所（ハローワーク）に求職申し込みを行い、就職活動が行える。

④住宅を失った、又は賃貸住宅に居住しているが住宅を失う恐れがある。

⑤申請日の属する月における、生計を一にする同居親族を含む収入合計額が「基準額（※）」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃を合算した額以下である。

（※）「基準額」＝市民税均等割の非課税となる収入額の１/12

⑥申請日における、生計を一にする同居親族を含む金融資産の合計額が基準額×６（ただし、100万円を超えないものとする）以下である。

⑦国が実施する雇用施策による貸付や給付、自治体などが実施する住宅等困窮離職者に対する類似の貸付や給付を受けていない。

⑧暴力団員でない。

（２）支給月額（上限）

○単身世帯・・・29,000円　○複数世帯・・・35,000円　～　45,200円

（３）支給期間

３か月間（一定の条件のもと、９か月を上限に延長可能）

（４）支給決定実績（令和４年度）

17件

４　生活困窮者自立支援事業

平成27年度より生活困窮者自立支援制度が施行され、市から可児市社会福祉協議会への委託事業として生活困窮者等への支援を行っています。

利用者の自立に向けたプランニングを行う自立相談支援事業、離職等により経済的に困窮し住宅を喪失した方もしくは喪失する恐れのある方へ家賃を補助する住居確保給付金事業、家計の遣り繰りができなかったり、多重債務に陥ったりしている世帯を対象に家計再生を行う家計相談支援事業、直ちに就労が困難な人の支援として就労準備支援事業を行いました。

区　　分	令和４年度
新規相談受付件数	46 件
プラン作成件数	4 件
自立相談支援相談件数	（延べ）895 件
住宅確保給付金相談件数	（延べ）328 件
	住居確保給付金（特例対応）申請：10 件
家計相談支援相談件数	（延べ）276 件
就労準備支援事業件数	（延べ）220 件